

運転免許証記載の氏名、本籍（又は国籍）、住所等に変更があった場合の手続きについてご案内しています。
島根県内に住所がある方が対象です。

運転免許証裏面に、変更事項を記載します。

なお、記載事項の変更と同時に再交付手続きを行うことで、新しい運転免許証の交付もできますが、再交付手数料（2,250円）がかかります。

1. 申請に必要な書類等

- 運転免許証
- 住所変更の方・・・新しい住所を証明できるもの（提示）
（マイナンバーカード、住民票の写し、健康保険証、本人宛に届いた郵便物、公的機関が発行した領収書等）
- 氏名変更の方・・・新しい氏名を証明できるもの
（マイナンバーカード（提示）、住民票の写し（提出））
- 旧姓を併記したい方
市町村に旧姓（旧氏）の併記手続きを行ったマイナンバーカード（提示）、住民票の写し（提出）
- 本籍又は国籍変更の方・・・新しい本籍又は国籍を証明できるもの
本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し（提出）
住民基本台帳法の適用を受けない方は旅券等（提示）

※「住民票の写し」とは、市町村から交付を受けた書類そのものをいいます。いずれの申請にも、6ヶ月以内に取得した、個人番号の記載がないものがが必要です。

- ◎ 代理人による申請（再交付と同時に行うことはできません）
 - ・ 同居の家族であることを運転免許証等で確認できる場合を除き、委任状が必要になります。
 - ・ 代理人の身分証明書及び記載事項を変更される方全員の申請に必要な書類等が必要です。
- ◎ その他
手数料はかかりません。

2. 運転免許センター（松江・浜田）、受付時間等

受付場所	受付曜日・時間
運転免許センター （松江市打出町）	月～水曜日 9：30～11：30，14：00～16：00
	木・金曜日 9：30～11：30（午前のみ）
	日曜日 9：30～11：30，14：00～15：30
	※木・金曜の午後、土曜、月～金曜の祝・休日及び12/29～1/3はできません。
西部運転免許センター （浜田市竹迫町）	月～金曜日 9：30～11：30，14：00～16：00
	日曜日 10：00～11：30，14：00～15：30
	※土曜、月～金曜の祝・休日及び12/29～1/3はできません。

3. 警察署・広域交番、受付時間等

受付場所	受付曜日・時間
松江・安来・雲南・出雲・ 大田・川本・益田・津和 野・隠岐の島警察署 (浜田警察署は受付して いません)	月～金曜日 (土曜、日曜、祝・休日、12月29日～1月3日はできません) 8：30～11：30，13：00～16：00
江津警察署	月・火・木・金曜日 (水曜、土曜、日曜、祝・休日、12月29日～1月3日はできません) 8：30～11：30，13：00～16：00
浦郷警察署	月・木・金曜日 (火曜、水曜、土曜、日曜、祝・休日、12月29日～1月3日はできません) 8：30～11：30，13：00～16：00
大社・平田広域交番	月～金曜日 (土曜、日曜、祝・休日、12月29日～1月3日はできません) 8：30～11：30，13：00～16：00

◎掛合・三成・温泉津広域交番は、更新時の手続のみ受付します。

委 任 状

島根県公安委員会 殿

【委任（申請）者】

委 任 年 月 日	年 月 日
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電話番号（連絡先）	() ー
運転免許証番号	

委 任 事 項	私は、次の理由により運転免許証取扱窓口まで出向くことができませんので、運転免許証記載事項の変更届に関する手続きの一切の権限を、下記の者に委任します。
委任の理由 (具体的に記載)	

【受任（代理人）者】

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電話番号（連絡先）	() ー
委任者との続柄	

※ 受任者の運転免許証等の身分証明書を提示してください。

※ 「申請に必要な書類等」をお持ちください。